

報道発表資料

相談解決のためのテストから No. 121

平成30年3月1日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

鋭利な縁で指先を切った保存容器

1. 依頼内容

「保存容器の金属製のふたを洗っていたところ、パッキンが外れたため、露出した金具の縁で親指の先を切った。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

2. 調査

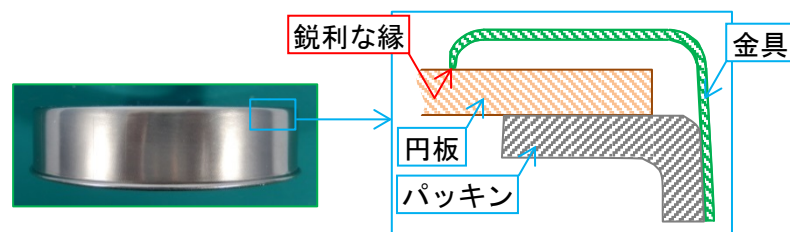
当該品は本体がガラス製で、ふたはステンレス製の金具と樹脂製の円板にパッキンを重ねた保存容器でした（図1）。相談者の申し出によると、当該品を洗おうとしたところ、パッキンが外れてしまい、金具の内側の鋭利な縁に触れて親指の先を受傷したとのことでした。

図1. 当該品の外観



当該品は、ふたの金具の内側の縁が下方へ折り曲げられ、その先端部が鋭利な形状になっていました（図2）。

図2. ふたの概略断面図



食器や食品容器等の縁部の鋭さについて定めた国内規格はありません。そこで、ふたの金具の縁部の鋭利度について、日本の玩具安全基準（ST 基準）及び米国の安全規格（UL 規格）を準用してシャープエッジテストを行いました。当該品及び同型品について、それぞれ周方向 4 カ所の鋭利度を調べたところ、いずれも「人体傷害のおそれにつながる鋭い縁部」と判定されました。

ふたの金具の縁は、樹脂製の円板及びパッキンにカバーされて露出しておらず、通常の使用で指などが接触する部分ではありませんが、熱が加わるなど何らかの理由により固定力が低下してパッキンが外れると、鋭利な縁が露出して同様の事故が発生する可能性は十分考えられました。同様の事故の再発防止のため、商品の改善が望まれました。

<テストの概要>

1. ST 基準

ST シャープエッジテスト専用器具に設けられた回転軸の先端に粘着 PTFE（ポリテトラフルオロエチレン）テープを 1 回巻き付け、力（6N、0.61kgf）を加えながら、調べたい縁部に沿って 360° 回転させ、テープに生じた切り口の長さを測定する。

判定基準：テープに 50%を超える切れ目が確認された場合は、その縁部は“潜在的に危険な鋭い縁部”とみなす。

2. UL 規格

UL シャープエッジテスト専用器具の先端に規定の 3 層のテープ（内側から 1.6mm 厚の黒色ビニールフォーム、0.8mm 厚の白色ビニールフォーム、0.076mm 厚の粘着 PTFE（ポリテトラフルオロエチレン）テープ）を巻き付け、力（6.7N、0.683kgf）を加えながら、調べたい縁部に沿って往復させ、テープに生じた切り口を観察する。

判定基準：外側 2 層のテープを貫通する切り傷が生じている場合、“人体傷害のおそれにつながる鋭い縁部を持っている”とみなす。

3. 解決内容等

依頼センターがテスト結果を製造事業者に説明したところ、ふたの金具の下端を内側に巻いて、パッキンが外れないように改善した（図 3）との報告がありました。

図 3. 金具の下端の形状改善

